

第 74 号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「（18歳未満の者でない未成年者で風俗案内業に関し成年者と同一の行為能力を有するものを除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。